

すべての子どもに豊かな教育と進路を保障するために ——広島県「子供の生活に関する実態調査」から見える課題

山下 真澄

はじめに

広島県は2016年に策定した「教育に関する大綱」の「教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援」の項で「経済状況や家庭環境等による進学機会や学力等の差がその後の就労・賃金等の格差にもつながるとの指摘があり、世代をまたがる格差が再生産・固定化されることを防ぐためにも、家庭の経済状況や児童生徒等の学力等に応じて、教育費負担の軽減などの経済的支援や学習面・生活面における支援などを適切に講じていく」ことをうたっている。

そして、この方針の具体化に向けた検討作業を進める際の基礎資料とするため、2017年7月から11月にかけて「子供の生活に関する実態調査」を実施した。調査の対象は小学校5年生及び保護者(各13,418人)と中学校2年生及び保護者(各13,053人)で、有効回答数は小学校5年生9,151と保護者9,222、中学校2年生8,287と保護者8,295であった。

本稿では、この調査結果のデータをもとに家庭の経済力の格差が子どもの学力や進路などに大きな影響を及ぼしている実態について報告するとともに、経済力の格差が教育の格差に直結していく社会的な背景と、貧困の連鎖・格差の固定化を防止し、すべての子どもに教育と進路を保障するために果たすべき行政及び公教育の責務について考察していきたいと思う。

1. 調査からみえた子どもの生活実態

この調査では、家庭の所得額だけでなく、家庭環境全体から子どもの生活状態を把握するために3つの要素(資料I)に該当するかどうかを保護者に質問している。そして、2つ以上の要素に該当する家庭を生活困窮層、1つに該当する家庭を周辺層、これを合計したものを生活困難層とし、いずれの

要素にも該当しない家庭を非生活困難層と分類している。

この章では、生活困難層と非困難層との間にある格差の実態について、暮らしぶり、子どもの学力や進学希望、親子の健康状態という3つの側面から見てみることにする。

(1) 4分の1以上が生活困難層

3つの要素についての保護者の回答では、小学校5年生の家庭は生活困窮層が9.3%で周辺層が16.4%、中学校2年生の家庭は生活困窮層が9.6%で周辺層が18.2%となっており、実に全体の4分の1を超える家庭が生活困難層であることが明らかになった。この中でもひとり親家庭の状況はとくに深刻で、小学校5年生の家庭では困窮層が29.8%で周辺層が30.0%、中学校2年生の家庭では困窮層が28.9%で周辺層が31.0%と極めて高い数値となっている。

生活困窮層の暮らしぶりを示す数値を見ると、食料を買うことができなかった経験について小学校5年生の保護者の41.0%、中学校2年生の保護者の40.2%が「よくあった」「ときどきあった」と答えており、家族が必要とする衣服を買うことができなかった経験については「よくあった」「ときどきあった」という回答が小学校5年生で54.6%、中学校2年生で52.6%と半数を超えている。これに対して非生活困難層では、いずれも0.0%である。

子どもに関する支出をたずねた設問では、学習塾に通わせる(家庭教師に来てもらう)ことについて「経済的にできない」と答えた困窮層の保護者は小学校5年生で74.6%、中学校2年生で58.1%にのぼり、非困難層の小学校5年生8.5%、中学校2年生4.5%と比べて極端に高い数値となっている。1年に1回くらい家族旅行に行くことについても、困窮層では小学校5年生で79.8%、中学校2年生で81.1%の保護者が「経済的にできない」と答えているのに対して非困難層では小学校5年生で12.2%、中学校2年生で15.1%と大きな差が見られる。

このように、経済的に安定している家庭であればごく普通のことである食事をはじめ、所有物や体験が生活困難層の子どもには欠如、あるいは阻害されていることがわかる。

(2) 学力や進学希望に大きな格差

家庭の経済状況が子どもに及ぼす影響について、学力や進学希望の実態をみてる。

まず授業の理解度では、「わからないときのほうが多い」「ほとんどわからない」と答えた小学校5年生は非生活困難層の5.4%に対して生活困難層は12.4%（困窮層は15.1%）、中学校2年生は9.8%に対して21.1%（困窮層は27.2%）で、生活困難層は小中ともに非困難層の2倍以上となっている。また、いつ頃から分からなくなったかという問いに「小学校1～2年生の頃から」と答えた小学校5年生は非生活困難層の12.7%に対して生活困難層は19.3%（困窮層では22.6%）で、低学年のときから大きな格差が生じていることが分かる。

将来の進学希望については、「大学またはそれ以上」と答えた小学5年生は非生活困難層の43.0%に対して生活困難層は31.1%（困窮層は25.2%）、中学校2年生では非困難層の57.2%に対して困難層は37.7%（困窮層は28.1%）となっており、顕著な差がみられる。また、生活困難層では「まだわからない」と答えた割合も高く、小学校5年生では非困難層の28.2%に対して困難層は33.6%（困窮層は36.9%）、中学校2年生では非困難層の17.0%に対して困難層は25.2%（困窮層は27.3%）となっている。

子どもに受けさせたい教育に関する保護者の回答にも子どもと同様の傾向が見られ、小学校5年生の保護者で「大学またはそれ以上」と答えたのは非生活困難層の65.9%に対して生活困難層は44.6%（困窮層は38.3%）、中学校2年生では非困難層の67.8%に対して困難層は44.6%（困窮層は33.8%）となっている。そして、大学またはそれ以上への進学は困難であると答えた保護者のうち「経済的な余裕がない」ことを理由としたのは小学校5年生で非生活困難層の2.0%に対して生活困難層は12.0%（困窮層は14.5%）、中学校2年生では非困難層の1.3%に対して困難層では11.1%（困窮層は18.2%）であった。

これらの数値は経済力の格差が子どもの学力や進路希望の格差に直結し、保護者の願いにも大きな影を落としていることを示しており、とくに生活困窮層の実態は極めて深刻である。

(3) 親子とも健康に大きな影響

自分の健康状態についてたずねた質問で「よい」と答えた子どもの割合は、小学校5年生では非生活困難層の52.7%に対して生活困難層では46.6%（困窮層は41.6%）、中学校2年生では非困難層の49.0%に対して困難層は43.3%（困窮層は38.9%）となっており、明らかな格差がみられる。保護者の場合は子ども以上に顕著な差があり、小学校5年生の保護者では非生活

困難層の48.4%に対して生活困難層では36.4%（困窮層は29.6%）、中学校2年生では非困難層の44.0%に対して31.1%（困窮層23.6%）となっている。生活困難層、とくに困窮層の数値からは、健康を害しているために安定した収入が得られる仕事に就きにくい、あるいは仕事ができない状況にある保護者が多いという現実が垣間見えてくる。

医療機関での受診についても家庭の経済状況によって明らかな違いがある。子どもが病気のときに病院へ連れて行かなかったことがあるかという問いに対して「ある」と答えた割合をみると、小学校5年生の保護者では非生活困難層の12.8%に対して生活困難層では24.3%（困窮層は32.5%）、中学校2年生では非困難層の13.3%に対して困難層は25.6%（困窮層は34.0%）となっている。また、病院へ行かなかった理由について「公的医療保険に加入していない」「自己負担金を払えない」と答えた割合も生活困難層ほど高く、小学校5年生で非生活困難層の1.1%に対して困難層は19.1%（困窮層は26.3%）、中学校2年生では非困難層の1.2%に対して困難層は12.1%（困窮層は21.7%）と極端な差がある。この数値は、健康状態に格差があることに加えて受診機会の格差もあるという二重の深刻さを示している。

◇3つの要素（資料Ⅰ）

①低所得

等価世帯所得が厚生労働省の2018年「国民生活基礎調査」から算出される基準（世帯所得の中央値428万円を世帯平均人数2.47人の平方根で除した数値の50%である136.2万円）未満であるか

②家計の逼迫

経済的な理由によって公共料金の滞納、食料や衣服を買えなかった経験など、次の7項目のうち1つ以上に該当するか

- 1 電話料金 2 電気料金 3 ガス料金 4 水道料金
- 5 家賃 6 家族が必要とする食料 7 家族が必要とする衣服

③子どもの体験や所有物の欠如

子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当するか

- 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く
- 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く
- 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月お小遣いを渡す
- 7 毎年新しい洋服・靴を買う
- 8 習い事（音楽・スポーツ・習字など）に通わせる

- 9 学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう）
- 10 お誕生日のお祝いをする 11. 1年に1回くらい家族旅行に行く
- 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- 13 子どもの年齢にあった本を与える
- 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃを与える
- 15 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所がある

2. 調査を踏まえた広島県の貧困対策

広島県は調査の結果に基づいて2018年度からいくつかの施策を開始した。健康福祉局所管の子どもの貧困対策事業と教育委員会所管の学びのセーフティネット構築事業である。

いずれも広島県としては初めて施策化したものであり一定の評価はできるが、朝ごはん提供事業は目的の趣旨から逸脱した内容となり、学力向上対策は緒に就いたばかりで効果を検証することはまだまだ難しく、大学等進学奨学金は2019年度限りの事業となったことなど、多くの課題もある。本章では、これらの事業の概要と問題点について報告したいと思う。

(1) ボランティアによる朝ごはんの提供

広島県が必要な経費を負担して生活困難層の子どもに朝ごはんを提供する事業で、平日に朝食を食べる頻度をたずねた質問に対して「いつも食べる」と答えた小学校5年生は非生活困難層の93.1%に対して生活困窮層では82.9%、中学校2年生も非困難層の89.6%に対して困窮層では78.2%と、いずれも10%以上の差異があったことから創設されたものである。

県は2018年度当初から開始する計画で取り組みを進めたが、市町の了解を得ないまま小学校の給食室を使用するとしたこともあり、市町の同意を得られなかった。そこで、公民館などの使用に変更したところ、小学校と同じ敷地内に児童館がある廿日市市が受け入れを表明し、地域のボランティアスタッフによる朝ごはんの提供が11月からスタートした。

しかし、これには2つの大きな問題がある。ひとつは提供する朝ごはんの内容である。子どもに提供されるのは、主食のパン以外はレトルト食品やインスタント食品であり、お湯をかける、あるいは電子レンジで温めるだけで調理をしなくても済むものばかりである。欠食になるよりはいいが、朝ごは

んを提供したと胸を晴れるようなものではない。

いまひとつは、朝ごはんを提供する対象者である。この事業は貧困対策という位置付けであるが、県議会で「生活困難層の子どもだけを対象にするといじめにつながる恐れがある」と指摘されたことから、保護者が希望するすべての子どもを対象とすることに変更した。この時点で貧困対策ではなくなったということである。筆者は「いじめにつながらないようにすべての子どもと保護者に対していねいな説明・啓発をおこなうことが教育委員会の役割であり、対象者を広げるのは趣旨が違う」と指摘したが、そのままスタートして現在に至っている。

(2) 学力不振の子どもに対する個別指導

広島県教育委員会が実施する貧困対策は学びのセーフティネット構築事業で、そのひとつとして2018年度から20小学校を学力向上フォローアップ校に指定して加配の研究推進教員1名と再任用短時間勤務の学力フォローアップ教員を配置し、10中学校区を学力向上推進地域に指定して加配の研究推進教員1名と非常勤の家庭教育支援アドバイザーを配置した。そして、これらの職員が担当する職務内容と具体的な取り組みについて、2019年3月の広島県議会予算特別委員会における筆者の質問に対して教育長が次のように答弁している。

※小学校配置の研究推進教員は低学年段階からの学習のつまずきなどを把握し、解消する指導方法などに係る実践的な研究を推進する役割を担っている。学力フォローアップ教員は研究推進教員や学級担任と連携し、学力に課題がある児童に対する支援をおこなうことが役割である。中学校区配置の研究推進教員は小学校配置の教員と同様の役割に加えて、指定地域内の小中学校が連携しておこなう実践的な研究の中心的役割も担うこととしている。家庭教育支援アドバイザーは、学力に課題のある児童生徒の家庭における学習環境を整えるため保護者への助言をおこなうことや福祉との連携を担っている。

※学力に課題のある児童生徒について、それぞれが抱える学習や生活の状況をいねいに把握し、個別の指導計画を作成、活用することで、一人ひとりの課題に応じた組織的、計画的、継続的な指導をおこなうことが大切である。そのため、個々の児童生徒の状況に応じて、授業中や放課後において自立して学習できるよう支援するとともに、家庭との連携を綿密におこない、家庭での学習習慣の定着を図ることとしている。

2018年夏に筆者が訪れた茨木市は、2008年度から全小中学校に教員免許を持つ学習サポーターを複数(2人～6人)配置している。サポーターは、担任と一緒に授業に入って学習困難な子どもが授業でつまづかないようにその場でサポートするとともに、学校生活全体に係る支援をおこなう。そして、担任と学習サポーターは家庭の状況を含む子どものさまざまな情報を共有し、最も適切な指導のあり方を探しながら支援にあたっているようだ。この取り組みの計画段階から中心的な役割を果たしてきた教育委員会の課長は「市全体の教育力を上げるには学習困難な子どもの底上げが最も重要だと考えてこの事業を立ち上げた。これは同和教育の実践で学んだ大切な視点であり、取り組みの成果は着実に上がっている」と説明してくれた。

広島県の事業は3年間の最終年度に入ったが茨木市のような成果が見られるという報告は届いておらず、学力向上推進地域に指定された学校に子どもが在籍している保護者からも「学校の取り組みが充実したことによって子どもが変わった」という声は聞こえてこない。

(3) 大学等入学金等奨学金の創設

これは、大学や短大、専修学校専門課程への進学を希望している高校生に入学準備のための費用として60万円を給付する制度として創設されたもので、2018年6月の定例県議会に6,000万円の補正予算が計上された。しかし、その制度設計には大きな問題点があったために、筆者は9月に開催された少子化・次世代育成対策特別委員会における質疑で次の点を強く指摘して修正を求めた。

まず、給付対象人数の少なさである。100人とした根拠について教育委員会は「複数の高校に電話して経済的な理由で進学を断念した生徒がいるか尋ねたところ、1人くらいだという回答だったので100人で足りると考えた」と説明した。筆者は「県が実施した調査で中学校2年生の家庭の9.6%は生活困窮層であることが分かったが、これを2017年度の県内高校の卒業生2万5,000人に当てはめると2,400人、この年の県平均進学率であった60.65%と同じ割合で進学を希望したとすれば1,456人となる。答えた校長も教育委員会も調査結果の数値を知っているはずなのに極めて無責任だ。締め切りまでに382人が申請手続きをしたと聞いているので、全員に給付できるよう12月定例議会に補正予算を提出すべきである」と強く指摘した。その結果、予算が2億円余に増額され、要件を満たした349人全員に給付されることになった。

2点目は金額の問題である。給付額を60万円とした根拠について教育委員会は「国立大学へ進学する際に必要なセンター試験の検定料と入学試験の受験料の合計3万5,000円、入学金28万2,000円、半期分の授業料26万8,000円をおおむね賄える目安として設定した」と説明した。しかし、これは入学のために必要な最低限の費用であり、卒業までに必要な経費の一部に過ぎない。筆者は「新たに制度を創ったことは評価するが、たった60万円の一時金だけで進学意欲が向上するとは考えにくい。毎月支給の奨学金を創るべきだ」と指摘したが、ゼロ回答で終わった。

3点目の問題点は、申請者は成績評価が平均3.5以上の生徒に限るという成績条項である。学年でトップクラスの成績でなければ平均3.5以上の評価にはならない。生活困難層には学力不振の子どもが多いという調査結果がありながら、こんな条件をつけることは許されることではない。また、2017年度卒業生の進学率から見て平均3.5以下の子どもも多くが進学しているという実態がある中で成績条項を設けることは、貧乏人は成績がよいものだけが大学へ行けばいいんだと言っているに等しいと指摘したが、これも撤回しようとはしなかった。

なお、2020年度から国の給付型奨学金の制度が拡充されることになったことから、この制度は2019年度限りのものとなったことを付記しておく。

3. 教育格差が拡大し固定化する背景

学校の授業が「わからないときのほうが多い」「ほとんどわからない」と答えた生活困難層の子どもは非困難層の子どもの2倍以上であり、困窮層に限定するとほぼ3倍という調査結果が示しているように、家庭の経済力は子どもの学力に大きく影響している。

この原因について調査報告書ではほとんど言及されていないが、広島県教育委員会は「家庭の経済力が厳しいことにより、学習環境が整っていないことが要因のひとつであると認識している」(2019年3月の予算特別委員会における教育長答弁)という見解を示した。確かにそのとおりではあるが、この程度の分析では極めて不十分である。そこで、この章では、家庭の経済力の格差が教育格差を拡大し固定化する背景について、生活体験の少なさ、意欲や自己肯定感の低さ、教育政策の問題点という3つの視点から考えてみたいと思う。

(1) 学力の基礎となる生活体験の少なさ

私が住んでいる福山市は1971年～2011年の間、ほぼ10年ごとに被差別部落(以下、部落という)の生活実態調査を実施してきたが、子どもの実態については就学前の乳幼児から高校生までを対象として実施した1994年の調査が最も詳細な内容となっている。この調査では、部落の子どもは低年齢のときから言葉の表現力や数量などの概念理解などで周囲の子どもとの格差(保育者から子どもを見たときの評価)が存在し、就学後の学力(指導要録に残される学習記録やテストの成績など)は家庭の経済力とほぼ比例していることが報告されている。この格差が生じる要因について、調査結果の分析を担当した奈良女子大学の中川喜代子教授(当時)は部落解放同盟福山市協議会が開いた学習会で「レディネスの差である」と説明した。レディネスとは就学後の学習内容を理解する能力のことで、さまざまな体験などを通して生活の中で育まれることから、経済的に厳しい家庭ほど不十分になりやすいとのことであった。

私が所属する部落解放同盟の支部(以下、支部という)では当時、ほとんどの父親は全国平均の数倍にのぼる建設業などの肉体労働に従事し、母親の多くはデニムの縫製などの内職をしていた。そのため家庭の年収は福山市平均の6割程度に止まり、父親は日給月給制、母親は歩合制であることから収入が安定しないという二重の厳しさがあった。子どもの成長に影響する家庭生活の問題では、食事の味付けの濃さがあった。肉体労働の父親にあわせてつくる食事はどうしても濃い味になりやすいので注意するよう、保健師さんから何度も指導を受けた。

どんな仕事に従事しているかによって、生活のさまざまなところに違いが出てくる。筆者には自動車部品の設計をしている友人がいるが、彼は日本経済新聞を購読している。世界経済の動向によって受注単価が大きく変化し収入に直結するため、日々の状況を見ておかななくてはならない。彼の話聞いて筆者は、為替相場が1円の円安になるとマツダは年間で数十億円の減収になると聞いたことを思い出した。そういえば、朝の広島行きの新幹線に乗ると、会社員らしい乗客のほとんども彼のように日経新聞を呼んでいる。この人たちにとっては、外国為替相場や輸出入の動向などの情報は必要不可欠のものであり、それについて話し合うことは職場ではもちろん、家庭においても日常的なことである。しかし、筆者の支部の保護者のような仕事に従事している場合、好不況の影響を最も大きく受けやすい立場であるにもかかわらず、このようなことが話題に上ることはほとんどない。子どもにとってはさ

さまざまな情報に触れる機会が少なく、情報を通して分析力や想像力などを培うことができにくいということである。

当時の支部には、いくつかの単語を並べるだけの会話が多く、文章的な話し方をする保護者がとても少なかった。長年にわたって、教員が子どもに教えるような表現をする必要がない、短い言葉で話さないと集中力が散漫になって怪我をするような仕事に従事してきたのだから、家に帰った途端に話し上手になることなどあり得ない。近所の仲間と話するときも、長い付き合いだから最小限の言葉で意が通じる。部落の子どもは幼児期に培われる表現力がしっかり育っていないという調査結果は、このような環境の中で育ったことが大きな要因になっていると思われる。子どもの物もおとなの物も書籍の数が少ない家庭が多く、まったくない家庭もあった。また、新聞を購読していない家庭も少なくなかった。学校における授業は言葉と文字によっておこなわれるため、家庭や地域における言葉文化や文字文化の状況が子どもの学力に直接的な影響を及ぼすことは明らかであり、部落の子どもの低学力傾向の原因となっているのである。

広島県の調査で明らかになった家庭の経済力が子どもの学力や進路に影響を及ぼしている構図は、20年以上前の福山市の調査の中ですでに指摘されていたということである。

(2) 厳しい生活が奪う意欲や自己肯定感

前項で見たように、食料が買えなかったことがあるかという問いに「よくあった」「ときどきあった」と答えた保護者の割合は、生活困窮層では小学校5年生、中学校2年生のいずれも40%を超えている。食事も満足にとることができないような状況では当然、公共料金の支払いも滞りがちになり、水道や電気などを止められたことがある割合も高くなっている。

保護者はみな「よその子と同じようにしてやりたい」と思いながら一生懸命に子どもを育てている。しかし、生活が困窮している家庭では、いくら遣り繰りしても子どものために支出できるお金を捻出することは容易ではない。そのため、友だちと同じような衣服を持っているかという問いに「はい」と答えた小学校5年生は非生活困難層の63.8%に対して困窮層では48.0%、中学校では非困難層の68.9%に対して困窮層では52.5%、インターネットにつながるパソコンの所有についても小学校5年生では非困難層の62.4%に対して困窮層は36.5%、中学校2年生は非困難層の72.7%に対して困窮層は

51.1%とかなりの乖離が見られる。

電気が止められた、食べるものがなかったという体験に加えて、多くの友だちが持っているものを自分は持っていないという状況におかれた子どもは自尊心が大きく傷つけられ、意欲をそがれていくことは想像に難くない。それは、がんばれば報われると思うかという問いに「とても思う」と答えた割合が小学校5年生では非困難層の52.2%に対して困窮層は40.2%、中学校2年生では非困難層の44.0%に対して困窮層は34.5%と10%前後の差異が見られることから分かる。がんばっても暮らしが楽にならないことを日々、痛感しているのである。

家庭の経済状況を肌で感じて知っているため、生活困窮層の子どもで「将来は大学またはそれ以上まで進学したい」と思っているのは小学校5年生が25.2%で非困難層の58.6%、中学校2年生は28.1%で非困難層の49.1%に止まっており、小中学校の頃から「自分が選択できる将来の進路の中に大学進学という道はない」と考えている子どもが多いことを示している。これがそのまま進学率の格差となっており、2017年度の大学及び短大への進学率(全国)をみると全体が52.1%であるのに対して生活保護世帯の子どもは19.0%、ひとり親世帯の子どもは23.9%、児童養護施設に入所している子どもは12.4%で極めて大きな格差がある。同年の広島県の進学率は全国より高い60.7%であり、格差はより大きくなっている。

広島県議会は2017年3月の予算特別委員会に東北福祉大学の草間吉夫特任教授を参考人の1人として招いた。草間教授は高校を卒業するまで児童養護施設で育った。当時、施設の子どものみでは極めて稀だった大学進学の夢をかなえたが「日本育英会の奨学金を借り、アルバイトと親戚からの僅かの仕送り、そして施設と施設長個人からの借金で学費をまかかった」そうだ。草間教授はまた「施設の子どものみで大学までいく者は現在も極めて少ない。それは、親の支援を当てにできないから、進学すれば多額の借金を背負うことになる。だから、十分な学力がある子どもでも借金してまで進学したくないと考える。職員も進学を勧めるのをためらってしまう」と、生活困窮層の子どもが進路を自由に選択することができない背景について語った。

夢や目標が実現できかるともしれないと実感できるとき、人間は意欲が沸いてくる。しんどいこともがんばることができる。しかし、生活困窮層の子どもはこの実感を体験できる条件が奪われている場合が多く、教育格差につながる大きな要因となっているのである。

家庭の経済力に加えて、部落の子どもにとって大きいことは「部落出身であることを自覚し、差別にどう立ち向かうか」ということである。筆者の支

部に「うちらは勉強しても思うとこに就職できん。結婚もできん」と思い込んで高校1年生で中退した女子生徒がいた。部落地名総鑑差別事件が発生したときのことである。これ以来、子ども会活動に取り組む筆者らには「子どもたちに社会的立場をどう自覚させるか」ということが最大の課題となった。本稿では詳細を省くが、祖父母や父母が生きてきた足跡を振り返ること、学校の同級生に子ども会活動の目的を話すこと、狭山事件の再審を求める街頭行動など、さまざまなことを取り組んだ。その成果は、結婚相手に部落問題をきちんと話し、家庭を持ってからは支部の活動を積極的に担い、PTAや地域の活動でも大きな役割を果たしている姿として表われている。

(3) 困難な子どもを切り捨てる政策

広島県教育委員会は低学力の子どもに対する支援をおこなうと言いながら、学力不振の子どもの意欲を低下させ、公教育の場から切り捨てる適格者主義、競争至上主義に基づく教育政策を進めている。そのひとつが県立高校の入学試験における定員内不合格である。

かつて広島県では、課題を抱えている子どもにも高校教育を保障することが公教育の責任という観点から受験者数が定員内であれば全員入学としてきたが、辰野教育長(当時)の「不適格な者は不合格にせよ」という指示によって1998年度から多くの学校が不合格者を出すようになり、2003年には578人という大量の不合格者を出した。これは40人定員で15学級分、筆者の自宅から近い松永高校規模の入学定員であれば3校分という数である。その後は少しずつ減少してきたが、2017年度も224人が不合格とされ、他の都道府県と比べて突出している。

しかも、不合格とした理由が極めて曖昧だという問題もある。これについて筆者は、広島県議会の特別委員会で「最低ラインで合格した子どもと最高ラインで不合格になった子どもとはどんな差があったのか」と教育委員会に質した。しかし、教育委員会の答弁は「学習への意欲が感じられなかった、面接の態度がよくなかったことなどから校長が判断し、不合格とした」というものであり、極めて恣意的な選考をしていることが分かる。

筆者は、勉強が苦手だった子どもや問題行動を起こしたことがある子どもが逞しく成長し、さまざまな場で活躍している姿をたくさん見てきた。この事実、人間は出会いや体験がきっかけになって自己変革に向かうことができる能力を持っていることを証明している。高校教育を受ける機会を奪う定員内不合格はこれを真っ向から否定するもので、学力不振の子どもの意欲を

削ぎ、15歳の時点で可能性を摘み取ってしまう極めて非教育的な政策である。

もうひとつの問題は競争至上主義による弊害である。広島県教育委員会は施策の重点項目として毎年、文部科学省の全国学力・学習状況調査(学力テスト)の通過率(得点)について教科ごとの目標値を示している。そして、学校別の得点一覧は公表しないよう市町教育委員会に通知してはいるが、ほとんどの市町では教育活動の状況を公開するためという理由で各学校のホームページに自校の得点と全国・広島県・当該市町の平均点を掲載するよう指導している。実質的には学校別一覧の公表と等しいが、県教育委員会はこれを黙認しているのである。

目標の達成を要求される学校現場では校長の命令のもと、全国や県・市町の平均を下回ったらたいへんだと対策に躍起となる。学力テストが実施される5月には、対象学年である小学校6年生と中学校3年生に多くの時間を割いて過去問題をやらせるのである。そのため、授業が計画通りに進まないという教職員の嘆き声があちこちの学校から届いている。さらに驚くことは、テストの最中に管理職が教室に入ってきて誤答を書いている子どもに正答を教える、採点の際、正答が少ない子どもの答案の書き直しをさせるような事態も惹起している。

学校の平均点が1点でも上がるか下がるかということに執着すれば、必然的に低学力の子どもはお荷物とされる。そのため、テストの当日は特別支援学級の子どもは欠席させる、あるいはテストを受けさせないという異常な事態も発生した。このような学校態勢の中では低学力の子どもの居場所は無くなり、周囲の子どもたちから侮蔑の対象となってしまうのである。

(4) 人権を基底に置いた教育の破壊

困難な状況に置かれた子どもを切り捨てる広島県の教育政策は文部省「是正指導」を機に人権を基底に置いた教育を自ら破壊した延長線上にある。その結果、学校現場の人権感覚が麻痺していじめの実態を把握できず、子どもの自死を生むという悲劇が後を絶たない。ここでは2017年7月に広島市佐伯区のK中学校で発生した女子生徒の自死をめぐる状況を報告する。

広島市教育委員会が調査を依頼した「いじめ防止対策推進審議会」の報告によると、彼女に対するいじめは小学校低学年のときに始まり、中学校に入ると「死ぬ」とののしる暴言や嫌がらせがひどくなった。2年生のときには10数人の生徒によって日常的ないじめが繰り返され、3年生になると傘で体をたたき、下校時に石を投げつけるなどの暴力も加わって、頻度も増して

いった。ときには教職員の目の前でおこなわれたこともあったという。

報告の中で筆者が自分の耳を疑ったのは、本人や保護者から何度も相談を受けていたにもかかわらず学校が何らの対応もしなかったという事実である。当時の校長は、審議会が報告を発表した当日、取材に来たマスコミに対して「いじめという認識がなかった。いじりやからかいだと思っていた」と答えた。校長の言葉は教職員の人権感覚が完全に麻痺していた状況を象徴している。

同和教育はすべての子どもの進路を保障する教育であり、それは一人ひとりの生活状況をきちんと把握して必要な支援をしっかりとこなう教育活動である。K中学校がこの最も大切な教育理念を基底に置き、学校目標に人権の尊重を明記して日常的な教育活動を進めていたなら、本人や保護者から相談があった時点で直ちに学校を挙げての取り組みが始められていたはずであり、小学校から中学校への引き継ぎの中で小学校のときのいじめの実態や彼女を支えることの重要性も伝えられていたはずである。彼女の自死の背景には、同和教育を破壊して学校の教育力を大きく低下させた広島県教育委員会の重大な責任があることは明らかである。

この事件は、教職員とくに管理職の目と心が子どもの方に向いていないことを象徴している事件である。いじめを受けていることを訴えてもまったく動かないような学校が、日々の暮らしに困窮して学習困難に陥っている子どもに対する支援などまともにするはずがない。教育委員会がしなければならぬことは、自死した彼女を含めて、さまざまな困難を抱えている子どもの課題を全校の問題として取り組む学校態勢をつくること、子どもの課題に気付くことができるよう教職員の人権感覚を高める取り組みを実施することである。

4. 豊かな育ちと進路を保障する条件

生活困難層では家庭の経済力が弱いことが大きな要因となって学習に困難を抱えている子どもが多く、非生活困難層の子どもと比べて大学や短大への進学率が極端に低くなっていることが分かった。本章では、生活困難層の子どもの育ちと進路を保障するための条件について、現在の生活を支える経済的支援、進路を支える給付型奨学金、暮らしの実態に学ぶ教育、可能性を提示する動機付けという4つの観点で考えてみたいと思う。

(1) 現在の生活を支える経済的支援の拡充

生活困窮層では必要な食料を買えなかった、病気のとき病院へ行かなかったことがあり、朝ごはんをとる頻度も非困窮層に比べて低いなど生きるために必要なことさえ抑制しなければならぬ家庭が多く、親子とも健康を害している割合も高くなっている。広島県調査では体調不良の実態は詳しく分からないが、毎日新聞が次のような報告を報道している。

ひとつは東京大学の近藤尚己准教授が2019年に発表したもので、それによると、2016年に2つの自治体で生活保護を受給している家庭の15歳以下の子どもの状況について調査したところ20～31%がぜんそくに罹患しており、非受給世帯の子どもの10倍以上にのぼった。また虫歯や歯肉炎、アレルギー性鼻炎も10倍以上の差があり、格差が比較的小さいアトピー性皮膚炎でも5倍程度の開きが見られたようだ。その要因について近藤准教授は、経済的な困難さからくる生活上のストレスやハウスダストなど居住環境の劣悪さに加えて、対処の仕方を教えてくれたり、助けてくれたりする人が周囲にいない孤立状況もあると指摘している。もうひとつは2015年に区立小学校1年生全員の健康状態と家庭状況を調査した東京都足立区の報告書で、世帯の年収が300万円未満など生活困難の条件に該当する家庭の子どもで虫歯が5本以上ある割合は他の子どもの約2倍、麻疹や風疹の予防接種を受けていない割合も約2倍であったことを発表している。いずれも、経済的な困窮が原因となって子どもの健やかな成長が大きく阻害されている実態を示しており、広島県の場合も同様であると推量される。

子どもの所有物や体験についても生活困窮層と非生活困窮層の間には大きな格差がある。先に見たように、友だちと同じような衣服を持っているかという問いに「はい」と答えた小学校5年生は非困窮層の63.8%に対して困窮層は48.0%、中学校では非困窮層の68.9%に対して困窮層は52.5%と15%以上の差があり、1年に1回くらい家族旅行に行くことについて困窮層は小学校5年生で79.8%、中学校2年生で81.1%の保護者が「経済的にできない」と答えたのに対して非困窮層では小学校5年生で12.2%、中学校2年生で15.1%と極端な差が見られる。

深刻な経済状況の家庭には暮らしが成り立つ公的支援が必要であるが、現状は極めて不十分である。まず就学援助の受給状況であるが、生活困窮層でも受給している家庭の割合は小学校5年生、中学校2年生とも56.9%に止まっている。受給していない理由については「要件を満たしていないと判断した」「申請の仕方が分からなかった」「制度があることを知らなかった」と答

えた保護者の割合は小学校5年生で41.5%、中学校2年生で42.1%にもなり、「申請することに抵抗があった」という回答は小学校5年生が7.1%、中学校2年生が6.3%であった。

これらの数値は援助が必要な家庭に制度の内容が周知されていない実態を示しており、明らかな行政責任である。これについて質したところ、教育委員会は「すべての小中学校において入学式やPTA総会などの際に説明し、保護者が欠席した家庭には子どもに書類を持って帰らせているので完全に周知できている」と答弁した。筆者は「生活が困窮している家庭ほど保護者が学校に来られない、子どもが持って帰った書類をゆっくり見る余裕がない。また、役所の文書は難しい言葉が多く理解しにくいことも原因のひとつだ」と指摘し、受給していない生活困窮層の家庭に対して受給を促すような取り組みをするよう求めた。

ひとり親世帯に対する支援制度のひとつである児童扶養手当にも大きな問題がある。児童扶養手当は母親と子ども1人の場合、年間所得が57万円未満の世帯には月額42,370円、年間所得が57万円～230万円の世帯には月額42,360円～10,000円が支給されている。しかし、収入基準が低すぎるため、一生懸命に働くと手当が打ち切られるという実態があるのである。

2020年7月18日の朝日新聞は、コロナ渦で生活苦にあえぐシングルマザーのことを次のように報道している。「中学1年の長女を育てる彼女は、多いときで手取り25万円ほどあった月収が今春、12万円に落ち込んだ。ここ数年は、娘の教育費を捻出するために月80～100時間の残業をして収入を確保してきた。昨秋、児童扶養手当の所得制限をわずかに上回って支給対象から外された。家賃だけで月75,000円。子どものためになんばってきたのに手当が打ち切れ、この先が本当に不安だと話す」「福岡県の女性も勤め先が一時休業になった。昨年まで月額約38,000円の児童扶養手当を受け取っていたが、この女性も年間所得が基準額を8万円上回り、昨秋に対象外となった。年間45万円以上の収入が断られると同時に、市が独自に実施する医療費の助成も受けられなくなるなどして負担が激増した。3歳の長女が保育園の友だちのように習い事に行きたいと言うが余裕がないと話した」

このように、暮らしの実態をみないで制度設計をする政治・行政のありようが生活困窮層を追い詰めているのである。

(2) 進路を支える給付型奨学金の拡充

日本は高等教育にかかる費用のうちの私費負担が66%にもものぼり、OECD加盟諸国の中で2番目の高さである。学生が大学に支払う入学金と4年間の授業料の合計金額について広島県内の実態を見てみると、2017年度入学生の場合、広島大学が約240万円、広島修道大学商学部が約340万円、福山大学工学部が約460万円となっており、非常に高額である。学生生活を送るにはこの他に書籍代など授業に必要な経費や通学費などを工面しなくてはならないが、自宅外通学ということになれば家賃(筆者が住んでいる福山市松永地区の学生マンションは月額5万円程度が一般的である)と日々の生活費も必要である。福山大学工学部に自宅外から通学している学生を例にして4年間の必要経費を試算してみると、大学への納入金が460万円、家賃が240万円、日々の生活費が1日当たり1千円としても146万円で、合計846万円にもなる。多くの私立大学は施設費や実習費なども徴収しているために実際はこれより多くなると考えられ、さらに大都市の大学に進学した場合は家賃も生活費も高くなることは明らかである。

そのため、家計が厳しいことを知っている生活困難層の子どもは小中学生のときから「大学への進学は無理だ」と考える割合が非生活困難層の子どもに比べて高く、実際に進学する割合(2017年度の進学率は全体が52.1%、生活保護世帯の子どもは19.0%、ひとり親世帯の子どもは23.9%、児童養護施設に入所している子どもは12.4%)はさらに顕著な格差がある。多額の経費が必要な大学教育からは困窮層の子どもが排除されてしまうということである。

この格差を解消するには給付型奨学金を創設することが不可欠であり、筆者は広島県教育委員会に必要性を説き続けてきたが、当時の幹部職員は「私も日本育英会の奨学金を借りて進学した。ぜひ学生支援機構の奨学金を活用してほしい」という認識であった。この職員が在学していた頃の授業料は現在とは桁違いの安さであったうえに、卒業後の一定期間、公的な教育職に在職すれば返還が免除されていた。そのときの感覚で答弁したものだが、日本学生支援機構の奨学金は一部を除いて利息付きであり、返還免除の規定も2002年度で廃止されている。

多額の経費が必要なため、今は大学生の半数が何らかの奨学金を利用しているが、卒業しても安定した収入が得られる仕事に就職できなかったために奨学金を返済することができなくなり、自己破産に追い込まれたケースも少なくない。また、コロナ渦でアルバイト収入が激減したため退学を考えている学生が15%にもものぼる(立命館大学)ことも報道されている。このように進学

あるいは卒業した人でさえ深刻な状況があるのであるから、この現状が根本的に解決されない限り、生活困難層の子どもが進学を諦めてしまう実態は変わらない。

2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定された後も効果的な対策をしてこなかった政府は、ようやく2017年度から生活保護世帯と住民税非課税世帯の子どもを対象とする給付型奨学金制度と授業料減免制度を創設し、2020年度からは課税されている低所得家庭の子どもにも対象を拡大した。奨学金の月額は所得区分に応じて国公立大学の自宅通学が29,200円～9,800円、自宅外通学が66,700円～22,300円で、私立大学は自宅通学が38,300円～12,800円、自宅外通学が75,800円～25,300円である。また、4年制大学の入学金及び授業料年額の減免上限額は国公立大学が入学金は282,000円～94,000円、授業料が535,800円～178,600円で、私立大学は入学金が260,000円～86,700円、授業料が700,000円～233,400円となっている。

外国では「教育ローン」と言われていた日本の奨学金制度が大きく変わり始めたがまだまだ不十分であり、しかも財源は税率を上げた消費税である。高額所得者や資産家などが恩恵を受けている株の配当などの分離課税を止め、累進課税である所得税の上限を上げる、500兆円近くの内部留保を溜め込んでいる企業の法人税率を上げることなどで財源を調達し、給付額の増額と受給資格の収入基準の緩和など必要な改善をおこなうべきである。

(3) 暮らしの実態に学ぶ教育の再構築

困難を抱えている子どもに必要な支援は、子どもとその家族の暮らしの全体像を把握することを通して初めて見えてくる。友人の元小学校教員が、父親と2年生の弟との3人暮らしをしている5年生の女子児童のことについて次のように話したことを記憶している。

彼は学級担任になった4月から、彼女がよく忘れ物をし、宿題もしてこないことが多いことが気になっていた。彼女とゆっくり話をしてみようと思ってアパートを訪ねると、彼女は夕食の準備をしている最中で、小さな食卓には鯖の切り身を焼いたものと漬物が並べられており、父親が帰宅したら3人一緒に食べるんだと話した。夕食の支度のほかにも、彼女がしなければならない仕事はたくさんある。学校から帰ったらず、弟と2人で洗濯物の片付けと部屋の掃除をする。その後は近所のスーパーへ買い物に行き、父親の帰りを待ちながら3人分の夕食をつくるのである。父親が帰ってきたら3人一緒に夕食を食べ、食事が終わったら父親が後片付けをするのも手伝う。入浴

を済ませた後はもうくたくたで、勉強どころではない。朝もまた忙しい。洗濯物干しとごみ出しは彼女の仕事だ。朝食は父親がつくるが、仕事で疲れてつくれないときもあるそうだ。そんなときは親子とも朝食抜きということになってしまう。

彼女の暮らしを見て「忘れ物をしないように」「宿題をしてるように」と言うだけでは彼女に精神的な負担を与えるだけだと思った彼は、ふたつのことを始めた。放課後、学校または彼女のアパートで宿題を一緒にし、理解が不十分なところをていねいに教えること、毎朝、簡単な朝食を学校へ持っていき、彼女が朝食をとってこなかったときは休憩時間に食べさせることである。彼が取り組んだことによってすべての問題が解決したわけではないが、授業中に積極的に発言するようになったことなど、彼女の中に「元気が生まれた」という。

筆者と同じ町内に住んでいる今年46歳のY君のことである。彼は小学校4年生のときに父親と姉の3人で解放住宅に引っ越してきた。父親が病気がちで仕事ができなため、一家は生活保護を受けていた。彼は小学生のときから新聞配達、近所の商店や建設会社の手伝いなどをしてお金を稼ぐという逞しい子どもだった。中学校3年生のとき、筆者が「卒業したらどうしよう思いよるん」と尋ねたところ、彼は「高校へは行かんと働く」と答えた。姉が高校在学中で、自分まで高校にいけるような余裕はないと考えたのである。

筆者は、求人票を見ても中学校卒業生を採用してくれそうな会社はほとんどないことを伝えるとともに、就職後の賃金やボーナス、退職後に受け取る年金まで合計した一生涯の収入は中学校卒業では高校や大学を出た者と比べて大幅に低いこと、働き始めていろいろな資格を取ろうとしてもほとんどは高校卒業が受験資格になっていることなど、日本社会の現実について説明した。そして「将来のことを考えて高校だけは行ったほうがええで」と話した。卒業後、彼は福山市内の県立高校に進学し、現在は3人の子どもの父親としてがんばっている。

彼が「卒業したらすぐ働く」と言ったのは将来の100万円より今の10万円のほうが必要だと思ったからであり、上記の彼女は家庭で勉強をする時間的な余裕も体力もなかった。いずれも厳しい暮らしがなせる業である。本年が3年目となった広島県の学力向上対策が、子どもと保護者の暮らしの実態をきちんと把握したうえで取り組まれていることを願うばかりだ。

(4) 可能性があることを示す動機付け

広島県の調査でも、生活困難層の子どもは非生活困難層の子どもに比べて「大学またはそれ以上への進学を希望している」割合が低いことが明らかになった。とくに困窮層の中学校2年生は28.1%で非困難層の57.2%の2分の1を下回っており、経済的な支援とあわせて重要なことは、自分も進学をめざそうという意欲を引き出すための動機付けである。

1970年代初頭までの広島県内の部落の子どもの大学進学率は10%に届かず県平均のわずか数分の1という状況であったが、解放奨学金(同和対策奨学資金)制度ができてからは年毎に上昇した。しかし、全体の進学率も上昇し続けたため、県平均の60%程度に止まるといった壁を打ち破ることがなかなかできなかった。この状況を打開するために組織を挙げて取り組んだのが県教育委員会の補助事業として1990年に創設された「地域ぐるみの進路保障促進事業」である。

この事業に取り組むにあたって筆者らが重視したのは、家庭の経済力と自分の学力を推し量って「大学進学などありえない」と考えている子どもに対する動機付けである。教職員の協力を得ながら、大学で学ぶ内容や卒業後の仕事、進学に必要な経費とそれを捻出する方法、全国の大学の入試の難易度と本人の現在の学力などについて何度も何度も話した。筆者が所属する支部ではこの取り組みを4者(子ども・保護者・支部役員・教職員)懇談会と名づけ、各家庭に出かけて話し合いを続けた。その結果、大学へ行きたい、行けるかもしれないと言う子どもが確実に増え、1992年には半数の子どもが進学した。そして1996年には県内の部落の子どもの進学率は38.3%となり、県平均の76.9%まで上昇したのである。

筆者らは、この調子で取り組みを続けていけばあと10年ほどで県平均に追いつくことができるかもしれないと考えた。しかし、1998年の文部省「是正指導」を機に県教育委員会は部落の子どもの進路保障を否定し、この事業も廃止したことから、再び格差が拡大する傾向となった。

2017年9月22日の朝日新聞に、東京都内にある児童養護施設(F学園)のことを紹介する記事が掲載されていた。記事には「この7年間、F学園に在籍していた高校生の7割が大学に進学した。厚生労働省によると全国の施設の子どもの進学率は24%であり、K学園は突出して高い。かつては、同学園でも就労が当然だった。だが、7年前に1人の子どもが大学に進学してから、進学希望者が急増した。身近な人が達成したことで、進学という選択肢が生まれた」と書かれていた。子どもの意欲をふくらませるうえで大きな示

峻に富んでいる。

筆者らが上記の取り組みを進める中で直面したのも、子どもにとって家族や身近な人の中に大学へ行ったという「見本」がほとんどないことであった。そのため、福山市内の大学へ連れて行ったり、数少ない大学卒業者に頼んで子どもたちに話をしてもらおうなど、さまざまなことを取り組んだ。子どもたちにとって生きた「見本」となるおとなが身の回りにいない、少ないという実態も経済的な困窮が大きく影響しているからである。

終わりに

広島県が実施した「子供の生活に関する実態調査」のデータや部落解放運動の中で筆者が体験してきたことなどをもとに、経済的な困難を抱える家庭の子どもさまざまな実態をもたらす背景について考え、豊かな教育と進路を保障するための条件について私見を述べてきた。

しかし、子育て世帯の4分の1が生活困難層であるという現実の根本的な原因は日本の経済政策にある。かつて「1億総中流」といわれた時代があったが、1990年代以降、際限のない自由競争を軸とする新自由主義経済政策によって国民の所得格差が急速に進み、相対的貧困率は10%台半ばで推移するという状況になった。激しい競争を勝ち抜くため、企業は大幅な合理化を進めた。効率的な設備の導入や業務内容の改善などは当然のことであるが、ほとんどの企業が導入したのは希望退職という名の大量解雇や非正規雇用者の増員であり、政府はこれを進めるために次々と労働法制を改悪したのである。

今回の広島県調査の対象になった保護者は、まさにこの渦中で生まれ、就労を始めたときは格差拡大・貧困の連鎖が指摘される状況になっていたため、非正規雇用の割合が他の世代より高くなっている。家庭の経済的な困難さが子どもの育ちと教育を阻害し、貧困が連鎖していくという悪循環を断ち切るためには、非正規労働をなくし、労働分配率を上げるという経済政策を実施させることが不可欠であることを付記しておきたいと思う。